

2018年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋横山町3番10号
新日本無線株式会社
代表取締役社長 小倉 良

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年6月22日（金曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2018年6月25日（月曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 埼玉県ふじみ野市福岡二丁目1番1号 当社川越製作所 会議室
（末尾の会場ご案内をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第83期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 当社と日清紡ホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件 |
| 第3号議案 | | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

4. 招集通知添付書類および株主総会参考書類に関する事項

(1) 招集通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集通知添付書類には記載していません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

(2) 事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <http://www.njr.co.jp/>

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日は、当社役員および係員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

# 事業報告

( 2017年4月1日から  
2018年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2017年4月1日から2018年3月31日）における世界経済は、米国は内需主導の堅調な景気回復が持続し、欧州も緩やかな金融政策を背景に景気拡大が続いております。また、中国は消費の伸びがやや鈍化したものの、欧米の景気回復を背景に輸出が好調で、安定的に成長しております。わが国経済においても、世界経済の好調を背景に、輸出企業を中心に企業収益が高水準を維持しており、堅調に推移しております。しかし、米国政権が保護主義的な通商政策を相次いで打ち出し、世界的な貿易戦争につながる可能性もあり、先行きは不透明な状況となっております。

このような経済状況の中、当社グループでは2017年4月1日付で組織変更を行い、車載、産業機器市場向けの電子デバイス事業部、スマートフォンを中心とした通信機器市場向けの通信デバイス事業部、衛星通信市場向けのマイクロ波事業部の3事業部制のもと、事業展開を進めてまいりました。

当連結会計年度の当社グループの業績は、主力の電子デバイス製品は、通信機器向けの売上が大幅に減少しましたが、車載・産業機器向け等の売上が好調に推移し前年度と比べて増加しました。また、マイクロ波製品は衛星通信用コンポーネントが好調に推移しました。これにより、全体として売上高は前年度と比べて増加しました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、連結子会社佐賀エレクトロニクス株式会社において退職金制度改定に伴う退職給付債務の減少により、特別利益が発生したことから増加いたしました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、以下のとおりとなりました。

|                 |           |                |
|-----------------|-----------|----------------|
| 売 上 高           | 51,665百万円 | (前年度比 5.7%増)   |
| 営 業 利 益         | 2,138百万円  | (前年度比 19.3%増)  |
| 経 常 利 益         | 2,058百万円  | (前年度比 10.7%増)  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,520百万円  | (前年度比 309.1%増) |

当期末の配当につきましては、誠に遺憾ながら見送りとさせていただきます。  
株主の皆様には、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

セグメント情報については次のとおりであります。なお、セグメント利益は営業利益ベースの数値であります。

### マイクロ波製品

衛星通信用コンポーネントは、米国に加え、中国、インド、韓国、イスラエル向けに船舶や基地局中継回線用途の衛星通信機器が好調であるため、売上を大きく伸ばしました。また、船舶用レーダー向けマイクロ波管・周辺機器の売上は、新造船向けは未だ回復半ばですが、保守需要が好調に推移しました。

この結果、当セグメントの売上高、セグメント利益とも、前年度に比べて大幅な増加となりました。

|         |          |                |
|---------|----------|----------------|
| 売上高     | 7,499百万円 | (前年度比 23.6%増)  |
| セグメント利益 | 1,382百万円 | (前年度比 150.3%増) |

### 電子デバイス製品

中国スマートフォン市場での在庫調整の影響から、通信機器向けの売上が大幅に減少しましたが、車載向けの売上は自動車の電装化が進み、国内顧客からの受注を中心に、堅調に推移しました。また、産業機器向けの売上も中国での旺盛な設備投資を受け、国内産業機器メーカーからの受注が増加し、好調に推移しました。

この結果、当セグメントの売上高は、前年度と比べて増加いたしました。セグメント利益については、新規事業立ち上げのためのプロセス改善費用や人件費が増加したため、低調なものとなりました。

|         |           |               |
|---------|-----------|---------------|
| 売上高     | 44,165百万円 | (前年度比 3.2%増)  |
| セグメント利益 | 2,525百万円  | (前年度比 15.0%減) |

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資は、電子デバイスの製造設備や研究開発設備を中心に総額4,329百万円（前年度比1,562百万円増）となりました。

この事業報告に記載すべき、当連結会計年度中に完成した主要設備、継続中の主要設備の新設・拡充、重要な固定資産の売却・撤去・滅失に該当する事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

① 当連結会計年度において、社債や新株等の発行はありません。

② 当連結会計年度末の借入金の残高は、総額11,109百万円となり、前年度末比1,039百万円の増加となりました。

③ 当社の親会社 日清紡ホールディングス㈱のCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）取引に参加しており、当連結会計年度末における借入金残高は、短期借入金5,998百万円であります。

また、一部の連結子会社は日清紡ホールディングス㈱のグループ会社より資金調達しており、当連結会計年度末における借入金残高は、短期借入金1,121百万円であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、2011年度から抜本的な経営改革に取り組み、積極的な製品開発、拡販活動を実践してまいりました。今後も、顧客の要望に合った製品開発を心掛け、業績のさらなる向上とキャッシュ・フローの改善を図り、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーの信頼にお応えできるよう尽力してまいります。

中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題は、次のとおりであります。

第一に「成長市場への取り組み」についてであります。電装化により着実に市場が拡大している車載・産業機器市場、スマートフォンを中心に全世界で拡大を続けているコミュニケーション・デバイス市場、IoTの進展により今後拡大が期待される衛星通信市場の三つを注力すべき成長市場と位置付けております。そして、それぞれの市場に対応するため、2017年4月1日より「電子デバイス事業部」、「通信デバイス事業部」と「マイクロ波事業部」の3事業部制をとり、事業の方向性を明確にし、人的・物的リソースを集中させ、それぞれの市場ニーズを機敏に捉えた営業活動を戦略的に展開してまいります。

第二に「新規事業」についてであります。当社グループは今まで手掛けていなかったパッシブ製品（受動部品）の開発・生産を通じて得た技術を、従来のアクティブ製品（能動部品）である半導体生産技術と組み合わせ、新たなパッシブ製品の開発、事業展開を進めております。当社グループは事業構造改革以降、こうした新規事業を「FORWARD」と称し、業績拡大のための成長エンジンとして重視しております。今後も新たな軸となる事業を育ててまいります。

第三に「リコー電子デバイス株式会社との協業」についてであります。2018年3月1日より親会社グループの一員となったリコー電子デバイス株式会社とは、事業の重複、競合がほとんどなく、製造工程の相互補完による価格競争力の向上や、両社の技術資産の相互活用による製品の拡充など、プラスのシナジー効果が期待できます。両社のアナログ・ミックスドシグナル技術を融合させることで、電子デバイス分野の事業基盤を強化し、今後の成長が見込まれる車載・産業機器、そしてIoT等の通信分野で電子デバイスビジネスをより一層拡大させてまいります。

第四に「Healthy Companyの推進」であります。国内において少子高齢化が進む中、当社グループでも従業員の高齢化が進んでおります。従業員が年齢に関わらず生き生きと働ける環境作りに努め、組織の活性化を図ってまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                      | 2015年3月期<br>第80期 | 2016年3月期<br>第81期 | 2017年3月期<br>第82期 | 2018年3月期<br>第83期(当期) |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 売上高(百万円)                 | 45,220           | 47,816           | 48,865           | 51,665               |
| 経常利益(百万円)                | 3,379            | 3,095            | 1,859            | 2,058                |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(百万円) | 4,580            | 2,496            | 616              | 2,520                |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 117.09           | 63.81            | 15.75            | 64.44                |
| 総資産(百万円)                 | 39,011           | 40,254           | 40,409           | 44,999               |
| 純資産(百万円)                 | 10,708           | 10,666           | 11,192           | 14,056               |

## (6) 親会社および子会社の状況(2018年3月31日現在)

## ① 親会社の状況

当社の親会社は、日清紡ホールディングス㈱であります。同社は当社普通株式24,885,000株(持株比率63.61%)を保有しております。当社は同社と、資金の借入等の取引があります。

(注) 親会社 日清紡ホールディングス㈱との取引に当たっては、借入金の利息を市場金利等を参考に合理的に決定しており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

## ② 子会社の状況

| 会社名                   | 資本金                             | 出資比率    | 主要な事業内容        |
|-----------------------|---------------------------------|---------|----------------|
| 佐賀エレクトロニクス㈱           | 50<br><small>百万円</small>        | 100.00% | 電子デバイス製品の組立・販売 |
| NJR CORPORATION       | 70<br><small>千米ドル</small>       | 100.00% | 電子デバイス製品の販売支援  |
| THAI NJR CO., LTD.    | 240<br><small>百万バーツ</small>     | 100.00% | 電子デバイス製品等の組立   |
| NJR(SINGAPORE)PTE LTD | 200<br><small>千シンガポールドル</small> | 100.00% | 電子デバイス製品等の販売   |
| ㈱エヌ・ジェイ・アール福岡         | 300<br><small>百万円</small>       | 100.00% | 電子デバイス製品の製造・販売 |
| 恩結雅(上海)貿易有限公司         | 700<br><small>千米ドル</small>      | 100.00% | 電子デバイス製品等の販売   |
| NJR KOREA CO., LTD.   | 100<br><small>百万ウォン</small>     | 100.00% | 電子デバイス製品の販売支援  |
| NJR Europe GmbH       | 15<br><small>万欧元</small>        | 100.00% | 電子デバイス製品の販売支援  |

(注) 1. THAI NJR CO., LTD. は、間接所有割合 5.83%を含めております。

2. NJR KOREA CO., LTD. および NJR Europe GmbHの2社は、非連結子会社であります。

(7) 主要な事業内容（2018年3月31日現在）

主要な事業は、マイクロ波製品、電子デバイス製品の製造、販売および研究開発であります。

| セグメント    | 営 業 品 目                                                              |
|----------|----------------------------------------------------------------------|
| マイクロ波製品  | マイクロ波電子管（マグネトロン、CFA、TWT、クライストロン、切換管など）、レーダーコンポーネント、カソード（バリウム含浸型陰極など） |
|          | マイクロ波コンポーネント（衛星通信／地上通信用コンポーネント、センサモジュールなど）                           |
| 電子デバイス製品 | 半導体集積回路（バイポーラ、CMOS、Bi-CMOS）、半導体デバイス（光半導体素子、GaAs IC）、SAWフィルタ、MEMSなど   |

(8) 主要な営業所および工場（2018年3月31日現在）

① 当社

| 名 称    | 所 在 地     |
|--------|-----------|
| 本 社    | 東京都中央区    |
| 川越製作所  | 埼玉県ふじみ野市  |
| 西日本営業部 | 大阪府大阪市中央区 |

② 子会社

| 会 社 名                                   | 所 在 地        |             |
|-----------------------------------------|--------------|-------------|
|                                         | 本 社          |             |
| 佐賀エレクトロニクス(株)                           | 東京都中央区       |             |
|                                         | 佐賀製作所        | 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町 |
| N J R C O R P O R A T I O N             | 米国カリフォルニア州   |             |
| T H A I N J R C O . , L T D .           | タイ国ランブーン県    |             |
| N J R ( S I N G A P O R E ) P T E L T D | シンガポール       |             |
| (株)エヌ・ジェイ・アール福岡                         | 福岡県福岡市西区     |             |
| 恩結雅(上海)貿易有限公司                           | 中国上海市        |             |
| N J R K O R E A C O . , L T D .         | 韓国ソウル特別市     |             |
| N J R E u r o p e G m b H               | ドイツ フランクフルト市 |             |

(注) NJR KOREA CO.,LTD.およびNJR Europe GmbHの2社は、非連結子会社であります。

(9) 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

| セグメント    | 従業員数  | 前年度末比増減 |
|----------|-------|---------|
| マイクロ波製品  | 245名  | 5名      |
| 電子デバイス製品 | 2,417 | 71      |
| 全社(共通)   | 142   | △3      |
| 合計       | 2,804 | 73      |

(注) 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役を含めておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

| 借入先                 | 借入額      |
|---------------------|----------|
| シンジケートローン           | 3,400百万円 |
| 日清紡ホールディングス(株)(CMS) | 5,998百万円 |

(注) シンジケートローンは、(株)みずほ銀行をアレンジャーとする計7行の協調融資によるものであります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2018年3月31日現在）

(1) 発行済株式の総数 39,131,000 株

(2) 株主数 2,918 名

### (3) 大株主（上位10名）

| 株主名                                                                                     | 持株数          | 持株比率    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------|
| 日清紡ホールディングス株式会社                                                                         | 24,885,000 株 | 63.61 % |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/<br>JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS | 1,900,000    | 4.85    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                                               | 1,721,600    | 4.40    |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT                                         | 1,272,200    | 3.25    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                                 | 907,900      | 2.32    |
| 新日本無線従業員持株会                                                                             | 615,358      | 1.57    |
| 新日無取引先持株会                                                                               | 506,800      | 1.29    |
| CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW                                         | 264,800      | 0.67    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）                                                              | 235,000      | 0.60    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）                                                              | 232,100      | 0.59    |

（注）持株比率は自己株式（9,938 株）を控除して計算しております。

### (4) その他株式に関する重要な事項

期末保有自己株式 普通株式 9,938 株

上記以外の自己株式の取得処分等につきましては、該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2018年3月31日現在)

| 会社における地位    | 氏名     | 担当または重要な兼職の状況等                              |
|-------------|--------|---------------------------------------------|
| 代表取締役社長     | 小倉 良   | 日清紡ホールディングス(株) 取締役常務執行役員<br>日本無線(株) 取締役     |
| 代表取締役専務執行役員 | 荒井 学   | 管理部門統括総務本部長                                 |
| 取締役常務執行役員   | 野邊 和重  | 事業部門統括電子デバイス事業部長                            |
| 取締役執行役員     | 森田 謙一  | 管理本部長                                       |
| 取締役         | 河田 正也  | 日清紡ホールディングス(株) 代表取締役社長<br>日本無線(株) 取締役       |
| 取締役         | 荒 健次   | 日本無線(株) 代表取締役社長<br>日清紡ホールディングス(株) 取締役専務執行役員 |
| 取締役         | 田中 健一郎 | 弁護士                                         |
| 取締役         | 外山 和男  |                                             |
| 常勤監査役       | 大副 和夫  |                                             |
| 常勤監査役       | 今井 武弘  |                                             |
| 監査役         | 藤巻 真人  | 中央不動産(株) 代表取締役副社長                           |

- (注) 1. 取締役 田中健一郎、外山和男の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 今井武弘、藤巻真人の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役 大副和夫氏は当社の取締役や子会社の監査役の経験等の幅広い見識を、今井武弘氏は、当社の親会社の子会社 日本無線(株)の監査室長としての業務経験を、藤巻真人氏はみずほ証券(株)の常務執行役員の経験をそれぞれ有し、財務会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として取締役 田中健一郎、外山和男の両氏を指名し、同取引所に届け出ております。
5. 2017年6月23日開催の第82回定時株主総会において、佐野允夫氏を補欠監査役として選任しております。
6. 2017年6月23日開催の第82回定時株主総会の終結の時をもって、監査役 中西幹男氏は辞任により退任いたしました。
7. 2018年4月1日付で、取締役の担当を以下のとおり変更しております。
- ・代表取締役 荒井 学氏は、管理部門統括総務本部長から管理部門統括に就任いたしました。
  - ・取締役 野邊和重氏は、事業部門統括電子デバイス事業部長から、電子デバイス事業部長に就任いたしました。
  - ・取締役 森田謙一氏は、執行役員管理本部長から、常務執行役員事業部門統括に就任いたしました。

8. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。取締役兼務執行役員を除く2018年4月1日現在の執行役員体制は、下表のとおりであります。

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当または重要な兼職の状況等                          |
|----------|---------|-----------------------------------------|
| 常務執行役員   | 山 賀 重 来 | 通信デバイス事業部長                              |
| 常務執行役員   | 瀬志本 明   | 新規事業開発担当                                |
| 常務執行役員   | 定 塚 孝   | マイクロ波事業部長                               |
| 常務執行役員   | 小宮山 一 明 | 電子デバイス生産本部長                             |
| 執 行 役 員  | 木佐貫 郁 朗 | 川越製作所長                                  |
| 執 行 役 員  | 大 友 規 夫 | 電子デバイス営業本部長                             |
| 執 行 役 員  | 大 島 力   | 人事本部長                                   |
| 執 行 役 員  | 林 力     | 電子デバイス生産本部副本部長<br>佐賀エレクトロニクス(株) 代表取締役社長 |
| 執 行 役 員  | 尾 形 貴美夫 | 総務本部長                                   |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、その概要は、同法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定されます。

## (3) 役員報酬等の総額

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 報酬等の総額 |        | 左記の内、社外 |  |
|--------|--------|---------|--|
| 取 締 役  | 名 百万円  | 名 百万円   |  |
|        | 8 144  | 2 12    |  |
| 監 査 役  | 4 29   | 3 15    |  |
| 合 計    | 12 173 |         |  |

### ② 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が、親会社および親会社の子会社から役員として受けた報酬等はありません。

#### (4) その他、役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 社外役員の重要な兼職の状況等(2018年3月31日現在)

| 区分  | 氏名    | 兼職先会社名 | 左記における役職 | 当社との関係 |
|-----|-------|--------|----------|--------|
| 取締役 | 田中健一郎 | —      | —        | —      |
|     | 外山和男  | —      | —        | —      |
| 監査役 | 今井武弘  | —      | —        | —      |
|     | 藤巻真人  | 中央不動産㈱ | 代表取締役副社長 | —      |

##### ② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係

該当事項はありません。

##### ③ 社外役員の主な活動状況

| 区分  | 氏名    | 主な活動状況                                                   |
|-----|-------|----------------------------------------------------------|
| 取締役 | 田中健一郎 | 取締役会には全て出席し、社外取締役として適宜適切な助言や意見を述べております。                  |
|     | 外山和男  | 取締役会には全て出席し、社外取締役として適宜適切な助言や意見を述べております。                  |
| 監査役 | 今井武弘  | 2017年6月23日就任以降の取締役会、監査役会とも全て出席し、社外監査役として適宜適切な意見を述べております。 |
|     | 藤巻真人  | 取締役会、監査役会とも全て出席し、社外監査役として適宜適切な意見を述べております。                |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

|                                                       |       |
|-------------------------------------------------------|-------|
| 当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法(1948年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の合計額 | 42百万円 |
| 当社および当社の連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額                   | 42百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額は、会社法および金融商品取引法に基づく監査報酬の合計額であります。
2. 当社の在外連結子会社(ただし、NJR CORPORATIONを除く)は、当社の会計監査人以外の監査人による監査を受けております。

### (4) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を総合的に検討した結果、報酬等の額は相当であると判断したためであります。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を決定し、当該議案を株主総会の会議の目的とすることを確認します。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社法および会社法施行規則に基づき取締役会で決議いたしました内部統制システムの整備の基本方針は、以下のとおりであります。

#### 内部統制システムの整備の基本方針

当社は、企業の健全で持続的な発展のために内部統制システムを継続的に整備し運用することが経営上の重要な課題であると考え、会社法および会社法施行規則の規定等に従い、次のとおり「内部統制システムの整備の基本方針」(以下「本方針」という。)を決定し、もって業務の有効性、効率性および適正性を確保し、企業価値の増大につなげる。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役・従業員は、法令遵守(以下「コンプライアンス」という。)の拠り所として、新日本無線企業行動規準に従い、職務の執行を行う。
  - (2) 社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持、向上を図る。
  - (3) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
  - (4) 新日本無線企業行動規準の社内周知、体系的教育を実施することにより、役員および従業員のコンプライアンス意識の維持、向上を図る。
  - (5) 市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。
  - (6) 内部監査部門は、内部統制システムが有効に機能しているかを監視する。
  - (7) 当社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備する。
  - (8) 内部通報制度運用規程等に従い、通報者の保護の徹底と法令違反行為の早期発見・是正を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 株主総会・取締役会等の重要な会議の議事録、経営の重要な意思決定・執行に係る記録等は、文書管理規程および情報管理規程等に従い、適切かつ確実に記録、保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスクマネジメントを経営の重要課題と位置づけ、当社グループの内部統制システム運用規程、危機管理規程等に従い、リスクの洗い出し、リスク対策、リスク対策の検証、緊急事態発生時の対応を行う。
  - (2) 情報管理規程等に従い、個人情報・顧客情報を含む社内情報の社外流出リスクへの対応を行う。
  - (3) 与信管理規程等に従い、売掛債権の貸倒リスクへの対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 事業環境の変化に対応した経営の意思決定の迅速化および執行役員の権限と責任の明確化による業務執行体制の強化を目的とした執行役員制度を採用している。
  - (2) 常勤の取締役および執行役員で構成される業務執行会議を毎月1回以上開催して、業務執行の状況把握と相互牽制システムの充実を図る。
  - (3) 決算業務および社内決裁等の迅速化・効率化を図る。
  - (4) 職務分掌規程、職務権限規程等に従い、意思決定権限の明確化・効率化を図る。

5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社では、親会社である日清紡ホールディングス株式会社の取締役が当社取締役に就任しており、企業集団として業務執行の監督を受けている。
  - (2) 子会社各社の企業行動規準等を定め、当社グループ全社のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - (3) 関係会社管理規程等に従い、各社毎の担当部門を定め、各社から業務に関する報告・連絡等を受ける。
  - (4) 当社の役員等が、子会社各社の取締役・監査役を兼任し、業務執行を監督・監査する。
  - (5) 当社が外部に設置している内部通報窓口(ヘルプライン)を、当社グループ全社に適用する。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - (1) 内部統制システム運用規程に従い、財務報告の信頼性の向上を図り、財務報告の重要な事項に虚偽記載が生ずることのないように努める。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役は、内部監査部門等に所属する従業員に監査業務に必要な事項を指示することができる。
  - (2) 監査役から監査業務に関する指示を受けた従業員は、監査役の指示に関し、取締役、所属部門の上司の指揮命令を受けない。
8. 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役は、取締役会・業務執行会議、その他経営に係る重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、当社および子会社各社の取締役、監査役、執行役員および従業員から業務執行または監査業務の状況について報告を求めることができる。
  - (2) 監査役は、当社および子会社各社の取締役会議事録等の業務執行に係る記録を常に閲覧することができる。
  - (3) 監査役は、当社および子会社各社の稟議書等全ての決裁文書を確認することができる。
  - (4) 監査役は、全ての内部監査部門の監査に係る監査報告書および是正措置に係る報告書を閲覧することができる。また、内部監査部門は、内部監査に関する重要な事項を監査役に報告するとともに、監査役と連携を図る。
  - (5) 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、相互の意思疎通を図るため意見交換することができる。
  - (6) 当社および子会社各社の取締役、監査役、執行役員および従業員は、当社グループの信用の大幅な低下、業績への深刻な悪影響、コンプライアンスに抵触する重大な行為またはこれらのおそれが生じたときは、直接にまたは職制等を通じて、監査役に対して速やかに報告を行う。また、経理部門、内部監査部門等の責任者は、その職務の内容に応じ、監査役に対する報告を行う。
  - (7) 当社および子会社各社の取締役・従業員は、監査役に対して監査業務等に関する報告を行ったことを理由に、当該報告を行った者に不利益な取扱いをしない。
  - (8) 監査役職務遂行に必要な費用は、当社が負担する。

以上

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ①コンプライアンスに関する取組み

当社では、新日本無線企業行動規準に基づいたコンプライアンス教育を全ての部門で実施することで、役員および従業員のコンプライアンス意識の維持、向上を図っております。

また、内部通報制度運用規程に基づき内部通報制度を運用することで、通報者の保護の徹底を図るとともに、法令等違反行為の早期発見・是正を行っております。

### ②情報管理に関する取組み

当社では、情報管理規程およびインサイダー取引管理規程により、当社グループの情報管理体制や管理方法を統一するとともに、文書管理規程を整備することで、取締役の職務執行に係る情報について、当社グループ全体として適切かつ確実に記録、保存、管理しております。

### ③危機管理に関する取組み

当社グループでは、内部統制システム運用規程に基づき、リスクの洗い出しおよび対策とその対策の検証を行うとともに、取締役会においてリスクの評価と対応の有効性の監督を行っております。

また、危機管理規程を定めることにより、当社グループの緊急事態における基本方針や行動指針ならびに危機管理体制を定め、危機通報が全役員にも通知される仕組みなど、当社グループとして迅速かつ確に対応するための体制を整備しております。また、事業継続に関する対応として、当社グループの地震および感染症に対するBCP（事業継続計画）を整備するとともに、その有効性の向上を図っております。

### ④取締役の職務執行の効率性を確保するための取組み

当社では、執行役員制度を採用し、事業環境の変化に対応した経営の意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会規程、職務権限規程等により取締役会で決議する事項と執行役員に委任する事項を明確に定めております。

また、取締役会への付議事項を除く業務執行上の重要事項については、業務執行会議で決議しており、取締役会は、適宜これらの報告を受けております。

### ⑤企業集団における業務の適正性に関する取組み

当社では、関係会社管理規程を定めることにより、関係会社に対する管理の基本となる事項を定め、当社グループにおける連携の強化と管理の適正化を図っており、かつ、同規程において当社と子会社との合議・相談事項を明確にすることにより、適宜、子会社から業務に関する報告・連絡等を受けております。

また、当社が外部に設置している内部通報窓口（ヘルプライン）を、海外子会社を含む当社グループに対応できるように、多言語（日本語、英語、韓国語、中国語）に対応した内部通報窓口（グローバルホットライン）を設置し、当社グループにおける法令等違反行為の早期発見と是正に努めております。

#### ⑥財務報告の信頼性確保に関する取組み

当社グループでは、内部統制システム運用規程に基づき、自部門の業務プロセスの内部統制の整備状況および運用状況を自己点検するとともに、担当役員が当該業務プロセスの内部統制の有効性を評価することとしております。

また、内部監査部門は、業務プロセスの内部統制を監査することにより、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを監視しております。

#### ⑦監査役監査の実効性確保に関する取組み

監査役は、取締役会および業務執行会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および内部監査部門との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査ならびに内部統制システムの整備および運用状況を確認しております。

また、内部通報制度運用規程における通報内容等が、常勤監査役にも通知される仕組みを整備することで、監査役監査の実効性確保のための体制を整備しております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対して安定した配当を継続することが重要であると考えております。しかし、当期末配当につきましては、2018年4月24日公表のとおり、誠に遺憾ながら見送らせていただきました。

### (4) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

以上

~~~~~  
(注) 当事業報告に記載されている金額につきましては、消費税等は含まれておらず、かつ百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	44,999	(負 債 の 部)	30,942
流動資産	30,736	流動負債	19,815
現金及び預金	1,327	支払手形及び買掛金	3,324
受取手形及び売掛金	9,912	電子記録債務	1,714
電子記録債権	3,689	短期借入金	7,119
商品及び製品	3,070	1年内返済予定の長期借入金	1,040
仕掛品	7,269	リース債務	6
原材料及び貯蔵品	4,025	未払法人税等	150
繰延税金資産	939	未払費用	4,106
その他	501	役員賞与引当金	36
固定資産	14,262	その他	2,317
有形固定資産	12,958	固定負債	11,127
建物及び構築物	5,466	長期借入金	2,950
機械装置及び運搬具	3,976	リース債務	13
工具、器具及び備品	1,735	繰延税金負債	0
土地	268	退職給付に係る負債	7,700
リース資産	18	資産除去債務	56
建設仮勘定	1,492	その他	405
無形固定資産	273	(純資産の部)	14,056
商標権	0	株主資本	15,199
施設利用権	1	資本金	5,220
ソフトウェア	258	資本剰余金	5,223
ソフトウェア仮勘定	13	利益剰余金	4,760
投資その他の資産	1,030	自己株式	△4
投資有価証券	191	その他の包括利益累計額	△1,143
繰延税金資産	67	その他有価証券評価差額金	68
その他	771	為替換算調整勘定	△332
資産合計	44,999	退職給付に係る調整累計額	△879
		負債及び純資産合計	44,999

連結損益計算書

(2017年4月1日から)
(2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		51,665
売 上 原 価		41,926
売 上 総 利 益		9,738
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,600
営 業 利 益		2,138
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	3	
屑 売 却 益	94	
受 取 保 険 金	25	
受 取 賃 貸 料	75	
そ の 他	39	240
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	70	
為 替 差 損	87	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	3	
損 害 賠 償 金	155	
そ の 他	4	320
経 常 利 益		2,058
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	13	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	848	861
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	26	
固 定 資 産 売 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	35	
減 損 損 失	8	70
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,849
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	291	
法 人 税 等 調 整 額	37	328
当 期 純 利 益		2,520
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,520

連結株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 係 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	5,220	5,223	2,239	△4	12,678	47	△453	△1,079	△1,486	11,192
当期変動額										
親会社株主に帰属する当期純利益			2,520		2,520					2,520
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						21	121	200	343	343
当期変動額合計	—	—	2,520	—	2,520	21	121	200	343	2,864
当期末残高	5,220	5,223	4,760	△4	15,199	68	△332	△879	△1,143	14,056

貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	35,178	(負債の部)	23,754
流動資産	25,944	流動負債	16,585
現金及び預金	328	電子記録債務	1,714
受取手形	223	買掛金	3,536
電子記録債権	3,610	短期借入金	6,067
売掛金	8,131	1年内返済予定の長期借入金	1,040
商品及び製品	2,888	リース債務	4
仕掛品	5,630	未払金	990
原材料及び貯蔵品	2,202	未払費用	2,534
前払費用	62	未払法人税等	85
繰延税金資産	770	前受金	29
短期貸付金	3,481	預り金	141
未収入金	1,655	役員賞与引当金	25
その他	15	その他	414
貸倒引当金	△3,057	固定負債	7,168
固定資産	9,234	長期借入金	2,950
有形固定資産	6,192	リース債務	10
建物	3,141	退職給付引当金	3,378
構築物	74	関係会社事業損失引当金	415
機械及び装置	1,070	資産除去債務	33
車両運搬具	4	長期預り保証金	266
工具、器具及び備品	750	その他	114
土地	173	(純資産の部)	11,424
リース資産	13	株主資本	11,364
建設仮勘定	963	資本金	5,220
無形固定資産	209	資本剰余金	5,223
ソフトウェア	195	資本準備金	5,223
ソフトウェア仮勘定	13	利益剰余金	925
投資その他の資産	2,833	利益準備金	441
投資有価証券	183	その他利益剰余金	483
関係会社株式	1,631	繰越利益剰余金	483
関係会社出資金	80	自己株式	△4
長期前払費用	468	評価・換算差額等	59
前払年金費用	358	その他有価証券評価差額金	59
繰延税金資産	64		
その他	46		
資産合計	35,178	負債及び純資産合計	35,178

損益計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		44,082
売上原価		36,672
売上総利益		7,409
販売費及び一般管理費		6,656
営業利益		752
営業外収益		
受取利息	43	
受取配当金	2,215	
関係会社事業損失引当金戻入額	994	
損害賠償金	91	
その他	75	3,420
営業外費用		
支払利息	51	
為替差損	156	
シンジケートローン手数料	3	
損害賠償金	155	
その他	1	367
経常利益		3,805
特別利益		
固定資産売却益	18	18
特別損失		
固定資産除却損	14	
投資有価証券評価損	35	
減損損失	8	58
税引前当期純利益		3,765
法人税、住民税及び事業税	△103	
法人税等調整額	38	△64
当期純利益		3,830

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評価・ 換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自 己 株 式	株主資本 合計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		評 価 ・ 換 算 差 額 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計					
当期首残高	5,220	5,223	5,223	441	△3,346	△2,905	△4	7,534	38	38	7,572
当期変動額											
当期純利益					3,830	3,830		3,830			3,830
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)									21	21	21
当期変動額 合計	—	—	—	—	3,830	3,830	—	3,830	21	21	3,851
当期末残高	5,220	5,223	5,223	441	483	925	△4	11,364	59	59	11,424

独立監査人の監査報告書

2018年5月15日

新日本無線株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 津田 英嗣 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 平野 満 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 努 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本無線株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本無線株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2018年5月10日の取締役会において、日清紡ホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日、両社の間で株式交換契約を締結している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2018年5月15日

新日本無線株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 津田 英嗣 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 平野 満 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 努 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本無線株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2018年5月10日の取締役会において、日清紡ホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日、両社の間で株式交換契約を締結している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

~~~~~  
(注) 本招集通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。なお、法令および定款第15条に基づき記載していない連結注記表および個別注記表については当社ホームページ(<http://www.njr.co.jp/>)に掲載しております。

## 監 査 報 告 書

2017年4月1日から2018年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

私は、当期の監査の方針、監査計画に従い、取締役、監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利害を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月21日

新日本無線株式会社 監査役会

常勤監査役 大副和夫 ㊟

常勤監査役 今井武弘 ㊟

監査役 藤巻真人 ㊟

(注) 監査役 今井武弘、監査役 藤巻真人は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

親会社である日清紡ホールディングス株式会社において、グループ内で決算期を統一するための事業年度の変更があるため、当社現行の定款第11条(総会の招集)、第13条(定時株主総会の基準日)、第35条(事業年度)および第37条(剰余金の配当の基準日)の一部を、2018年6月25日を効力発生日として変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (総会の招集)<br>第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。<br>臨時株主総会は、必要がある場合、随時招集する。                                                 | (総会の招集)<br>第11条 定時株主総会は、毎年3月に招集する。<br>臨時株主総会は、必要がある場合、随時招集する。                                                                                                                                            |
| (定時株主総会の基準日)<br>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。                                                          | (定時株主総会の基準日)<br>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。                                                                                                                                                    |
| (事業年度)<br>第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。                                                             | (事業年度)<br>第35条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。                                                                                                                                                         |
| (剰余金の配当の基準日)<br>第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。<br>当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。<br>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 | (剰余金の配当の基準日)<br>第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。<br>当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。<br>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。                                                                                           |
| (新設)                                                                                                          | (附則)<br>第1条 <u>第35条(事業年度)の規定にかかわらず、第84期事業年度は、2018年4月1日から2018年12月31日までの9か月間とする。</u><br>第2条 <u>第37条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、第84期事業年度の中間配当の基準日は、2018年9月30日とする。</u><br>第3条 <u>本附則は、第84期事業年度の終了をもって、これを削除する。</u> |

## 第2号議案 当社と日清紡ホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件

当社及び日清紡ホールディングス株式会社（以下「日清紡ホールディングス」といいます。）は、2018年5月10日、両社の取締役会決議により、日清紡ホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しました。本議案は、本株式交換につき株主の皆様のご承認をお願いするものでございます。

本株式交換の効力発生日は、2018年9月1日を予定しております。また、日清紡ホールディングスについては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに、本株式交換を行う予定です。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換契約の効力発生日（2018年9月1日）をもって、日清紡ホールディングスは当社の完全親会社となり、当社は日清紡ホールディングスの完全子会社となります。また、本株式交換効力発生日に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部において、2018年8月29日に上場廃止（最終売買日は2018年8月28日）となる予定です。

### 1. 本株式交換を行う理由

日清紡ホールディングスは、1907年（明治40年）に綿紡績専業メーカーとして創業した日清紡績株式会社を起源とし、その後、繊維に加え、ブレーキ、精密機器、化学用品、エレクトロニクスといった事業の多角化を進め、近年では、環境破壊や地球温暖化等、人間社会が直面する課題にソリューションを提供し、安全で安心な暮らしに貢献する「環境・エネルギーカンパニー」グループとして、企業価値の向上に日々邁進しています。

2009年には持株会社体制へと移行し、2025年度に向けた長期業績目標である「売上高1兆円、ROE12%」の達成に向けて、それぞれの既存事業の強化に加え、グループ全体の技術の融合と新事業の創出、積極的なM&Aによるポートフォリオ入れ替えによる収益構造の転換等に取り組んでいます。

一方、当社は、1959年（昭和34年）に日本無線株式会社（以下「日本無線」といいます。）の全額出資により埼玉日本無線株式会社として創立され、1961年に商号を新日本無線株式会社に改称しました。当社は、創立以来、マイクロ波技術とマイクロエレクトロニクス技術をベースに、マイクロ波製品とアナログ半導体を主力とする電子デバイス製品を主軸に事業を展開しています。2005年に、戦略的コア事業としてエレクトロニクス事業の拡大強化を進める日清紡ホールディングスの連結子会社となり、2011年から抜本的な事業構造改革に取り組み、積極的な製品開発、拡販活動等を実践したことにより、業績の向上やキャッシュフローの改善など着実に成果を積み上げてきました。

当社では、オーディオ、車載・産業機器向けのオペアンプや電源ICなど幅広い仕様に対応したアナログ半導体製品を製造販売していますが、日清紡グループとの共同開発事業に参画することで、日清紡グループが有する信頼関係を活用して自動車メーカー、自動車部品大手Tier 1 サプライヤーとの関係がさらに深まり、制御系システム向け車載用電子デバイス製品の取引も伸張しています。また、2016年8月には当社の全額出資によりドイツ（フランクフルト）に子会社を設立し、今後、欧州市場への本格進出も視野に入れた車載向け電子デバイス製品における一層の成長を見込んでいます。

日清紡グループにおいては、企業公器・至誠一貫・未来共創の企業理念のもと、中長期戦略において、オートモーティブ及び超スマート社会※<sup>[1]</sup>関連ビジネスへ経営資源を重点配分する方針を掲げておりますが、特に、中長期的な取り組みとして、ADAS（Advanced Driving Assistant Systems：先進運転支援システム）など自動車の自動運転に関わる領域に注力しています。

自動運転システムは「認知」「判断」「操作」の機能から構成されますが、日清紡グループでは技術的差別化の余地が大きい「認知」の機能領域を中心とした事業展開を目指し、日本無線及び当社などが保有する、センサ、半導体、レーダー、レーザー等の優れた技術の応用と、ブレーキ事業や精密機器事業における長年の取引を通じて構築された自動車メーカーや自動車部品大手Tier 1 サプライヤーとの信頼関係など、日清紡グループ内のリソースを活用することでシナジーの極大化を図ります。

このような事業戦略に基づいて、日清紡グループのエレクトロニクス事業では、今後急成長が見込まれる車載用部品に加えて、IoTといった超スマート社会関連市場の需要を取り込むための取り組みを加速させています。その具体的施策として、2017年10月に日本無線を完全子会社化するとともに、2018年3月にはアナログ電源ICのグローバルサプライヤーであるリコー電子デバイス株式会社（以下「リコー電子デバイス」といいます。）を新たに子会社に加え、半導体・電子デバイス分野の事業基盤を強化しました。

また、2018年4月には、自動運転や電動化、コネクテッドなどの市場をターゲットに、日清紡グループが有する無線通信技術と電子デバイス技術を融合させることにより、オートモーティブからモビリティへと事業エリアの拡大を目指すため、日本無線の通信機器事業のモビリティ分野を分離独立し、JRCモビリティ株式会社を設立するなどの施策を展開しています。

既に、当社においてはEV（Electric Vehicle）向けのパワーコントロールユニットの電源制御システムや駆動モータシステムなど、車載用部品として多くの制御系システムに電子デバイス製品を供給していますが、ADASや自動運転など自動車の電動化あるいはIoTの台頭による自動車のネットワーク化の進展により、従来のエンジン・ブレーキ回りの制御領域だけでなく、データ通信の高速化や低消費電力化など当社が得

意とする情報・通信系の市場が急速に立ち上がり、今後、急ピッチで進展すると想定される技術革新への対応に向け、より一層のリソース注入が必要となっています。

このように、日清紡グループにおける今後の成長の中核を担う当社においては、事業環境の急速な変化に速やかに対応し経営資源を効果的に投入することが求められ、より迅速かつ機動的な意思決定や投資判断とともに、M&Aを含む成長投資をタイムリーに実施できる確たる財務基盤の確立が急務になります。また、当社が目指す車載・産業機器向けビジネス領域の拡大のためには、日清紡グループが擁する同領域における豊富な人材や知見をフル活用できる体制づくりもまた不可欠になります。

上記のような認識の下、日清紡ホールディングスと当社は、以前から両社の協業体制に関する議論を行ってきましたが、2017年12月に、日清紡ホールディングスから当社に対して株式交換による完全子会社化に向けての協議を申し入れ、本株式交換の検討を開始しました。

その後、日清紡ホールディングスと当社において継続的に協議を重ねた結果、日清紡グループ全体の企業価値の向上を図るためには、日清紡ホールディングスが抜本的な事業構造改革によって業績向上及びキャッシュフローの改善を果たした当社をこの時期に完全子会社とすることが最善であるとの結論に至りました。また、当社においては、自動運転や電動化、コネクテッドなどの次世代自動車技術領域における本格的な需要立ち上がりに向けて競争環境が厳しさを増すなか、日清紡グループが有する事業リソースへのアクセスを強化する必要性が日増しに高まり、早期に、日清紡ホールディングスの完全子会社になることにより成長戦略を加速させることが、当社の企業価値向上に資するとの結論に至りました。

具体的には、日清紡ホールディングスが当社を完全子会社とすることで、日清紡グループが享受できるメリットとしては以下を想定しています。

#### ① 成長戦略の加速

日清紡ホールディングスでは、自動車の自動運転や電動化、ネットワーク化などのオートモーティブ領域と、超スマート社会関連ビジネスへの経営資源の重点配分を中長期的戦略の方針としています。そのなかで、当社が保持している電子デバイス関連技術は、広範なアプリケーションへの応用が期待されると想定され、他事業部門との間での技術や知見の相互アクセスをより活発化させることで、日清紡グループ全体での事業成長の加速や競争力の向上が期待されます。

#### ② 統合によるコスト構造改革の推進

日清紡ホールディングスと当社との間で重複する間接部門の統合・共有化により、日清紡グループ全体としての、間接業務の負荷低減と経費節減が期待されることに加えて、従前から当社と電子デバイス製品の製造に関する協業を行っていたリコー電子デバイスとの間で、製造工程の相互補完を推進することにより、製造コスト低減が図られ、グループ全体での電子デバイス製品における価格競争力向上が進展する見込みです。

③ グループ全体でのガバナンスレベルの向上

日清紡ホールディングスにおいては、当社を完全子会社とすることで、日清紡グループ全体の成長戦略に沿った一体的な事業運営が可能となり、急速に変化する事業環境を捉えた、成長戦略の遂行を加速させることが可能となるものと期待されま

す。一方、当社としても、日清紡ホールディングスが完全親会社となることで享受できるメリットとしては、具体的に以下を想定しています。

① 日清紡ホールディングスの信用力及び資本力をいかした投資への期待

事業構造改革の成果が実を結んだ今、車載・産業機器市場における堅調な市場拡大等、当社を取り巻く事業環境の変化をチャンスとして確実に捉え、今後、当社がより発展していくためには、選択と集中の判断の下、強化分野への集中的な投資が必要となります。日清紡ホールディングスの信用力及び資本力をいかし、より効率的な資金調達を行うことにより、集中的な投資が可能となるものと期待されます。

② 長期的な視点による事業運営及び経営の安定化

当社の非上場化に伴って、長期的な視点を重視した事業運営を行うことや、経営資源を戦略的・効果的に投入することが、より容易になるとともに、短期的な業績変動に左右されずに更に安定的に経営に取り組めるものと見込まれます。

③ 日清紡ホールディングスが構築したグローバルネットワークの活用

当社においては、既存の海外顧客との取引関係は好調に推移していますが、新分野、新製品の展開にあたっては、既存顧客に加えて新規の顧客を開拓することが必要となります。日清紡ホールディングスが既に保有する事業展開のノウハウやグローバルな顧客ネットワークを活用することにより、既存製品の更なるグローバルな事業展開や、新分野、新製品についての顧客の獲得を迅速かつ効率的に進めることが可能となることが期待されます。

④ 一体的な事業運営及び上場廃止による間接業務の合理化による人的リソースの活用

日清紡ホールディングスと当社の間で重複する間接部門の合理化を推進すること及び上場廃止に伴う事務作業の軽減により、当社の貴重な経営資源である人材を有効に配置することが可能となり、より戦略的に、人的リソースを成長分野に集約することができます。また、リコー電子デバイスとの間で、製造工程の相互補完を推進することにより、電子デバイス製品の製造コストが低減され、グローバル市場における価格競争力が向上することが見込まれます。

⑤ 日清紡グループの豊富な人材や知見の活用

日清紡グループが、2017年に日本無線を完全子会社化し、2018年3月にリコー電子デバイスを子会社化するなど、エレクトロニクス分野全体の事業基盤を強化しているなか、当社が日清紡ホールディングスの完全子会社となることにより、日清紡グループの豊富な人材や知見を、さらに効果的に活用できるようになることが見込まれます。

## ⑥ 迅速な意思決定

株主が企業理念を共有する日清紡ホールディングス1社となることにより、より迅速な意思決定が可能となり、当社の事業において求められるスピーディな経営判断に資することが見込まれます。

なお、日清紡ホールディングス及び当社は、日清紡ホールディングスによる当社の完全子会社化によりもたらされる上記のような企業価値向上の効果を、当社の少数株主の皆様にも享受していただくためには、日清紡ホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換の方法により、当社の少数株主の皆様の日清紡ホールディングスの株主となつていただくことが最善であると考えています。本株式交換により、日清紡グループの経営資源の最適かつ効率的な活用を行い、両社の収益力と競争力の強化を通じて、厳しさを増すグローバル競争に打ち勝つ体制の構築を一層進めていきます。

## 2. 本株式交換契約の内容の概要

当社及び日清紡ホールディングスが2018年5月10日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

### 株式交換契約書（写）

日清紡ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び新日本無線株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

#### 第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

- 甲 商号：日清紡ホールディングス株式会社  
住所：東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号
- 乙 商号：新日本無線株式会社  
住所：東京都中央区日本橋横山町3番10号

### 第3条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第7条に定める乙の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の数の合計数に0.65を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.65株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に、1に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

### 第4条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2018年9月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

### 第5条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条第2項の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

### 第6条（株式交換契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により本株式交換に関して甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

### 第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を基準時において消却する。

## 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、自ら又はその子会社をして、本契約の締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行及び財産の管理・運営を行い、その財産若しくは権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

## 第9条（剰余金の配当等）

1. 甲は、2018年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円、総額2,681,984,085円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

## 第10条（本契約の変更及び解除）

本契約の締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合（ただし、自己の責めに帰すべき事由による場合を除く。）、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第11条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 第6条第1項ただし書の規定による甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、甲の株主総会において本契約又は本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
- (2) 効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会において、本契約又は本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
- (3) 本株式交換に関し、法令に基づき、効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出手続が完了しない場合
- (4) 前条に基づき本契約が解除された場合

## 第12条（管轄）

本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

## 第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

以上を証するため、正本2通を作成し、甲及び乙の各代表者が押印の上、甲及び乙が1通を保有する。

2018年5月10日

甲：東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号  
日清紡ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 河田 正也

乙：東京都中央区日本橋横山町3番10号  
新日本無線株式会社  
代表取締役社長 小倉 良

（株式交換契約は以上）

### 3. 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

#### （1）交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

##### ① 本株式交換に係る割当ての内容

|                     | 日清紡ホールディングス<br>(株式交換完全親会社)      | 当社<br>(株式交換完全子会社) |
|---------------------|---------------------------------|-------------------|
| 本株式交換に係る割当比率        | 1                               | 0.65              |
| 本株式交換により交付する<br>株式数 | 日清紡ホールディングスの普通株式:9,253,440株(予定) |                   |

（注1）本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1株に対して、日清紡ホールディングスの普通株式（以下「日清紡ホールディングス株式」といいます。）

0.65株を割り当てます。なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する日清紡ホールディングス株式数

日清紡ホールディングスは、本株式交換に際して、日清紡ホールディングスが当社の発行済株式（日清紡ホールディングスが保有する当社株式（2018年5月10日現在 24,885,000株）を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（但し、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、日清紡ホールディングスを除きます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、上記表に記載の本株式交換比率に基づいて算出した数の日清紡ホールディングス株式を交付いたします。本株式交換により交付する日清紡ホールディングス株式の全ては、日清紡ホールディングスの保有する自己株式（2018年3月31日現在16,818,957株）を充当する予定であり、新たに株式の発行を行わない予定です。

なお、当社は、本株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて当社が取得する株式を含みます。）の全てを基準時において消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数については、当社が基準時までに保有することとなる自己株式の数等により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、日清紡ホールディングスの単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、当社株式を154株未満保有されている当社の株主の皆様は、日清紡ホールディングスの単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。日清紡ホールディングスの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、日清紡ホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、日清紡ホールディングスに対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び日清紡ホールディングスの定款等の定めに基づき、日清紡ホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、日清紡ホールディングスに対してその保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の日清紡ホールディングス株式を売り渡すことを請求し、これを日清紡ホールディングスから買い増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、日清紡ホールディングス株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、日清紡ホールディングスが、日清紡ホールディングス株式1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

a. 割当ての内容の根拠及び理由

日清紡ホールディングス及び当社は、上記1.「本株式交換を行う理由」に記載のとおり、2017年12月に、日清紡ホールディングスから当社に対して本株式交換について申し入れ、両社間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、日清紡ホールディングスが当社を完全子会社とすることが、当社及び日清紡グループ全体の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

日清紡ホールディングス及び当社は、下記(3)①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換に用いられる上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、日清紡ホールディングスはSMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)を、当社はみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)をそれぞれ第三者算定機関として選定し、また、日清紡ホールディングスは森・濱田松本法律事務所を、当社はシティニューワ法律事務所をそれぞれ法務アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始しました。

日清紡ホールディングスは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼したSMBC日興証券から受領した株式交換比率算定書、森・濱田松本法律事務所からの助言、日清紡ホールディングスが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率はそれぞれの株主にとって妥当であるものと判断しました。

当社は、下記(3)①「公正性を担保するための措置」及び②「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼したみずほ証券から2018年5月9日付で受領した株式交換比率算定書、シティニューワ法律事務所からの助言、支配株主である日清紡ホールディングスと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている田中健一郎氏及び外山和男氏から2018年5月10日付で受領した本株式交換を行うことを決定することは当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる旨の意見書、日清紡ホールディングスに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に協議・検討しました。そして、本株式交換比率は、下記b.イ「算定の概要」に記載のとおり

り、みずほ証券から受領した株式交換比率の算定結果のうち、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の算定レンジの範囲内であり、また、市場株価基準法の算定レンジの上限を上回ることから合理的な水準にあり、当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったことから、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

このように、日清紡ホールディングス及び当社は、それぞれの第三者算定機関から得た株式交換比率の算定結果及び助言並びにそれぞれの法務アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上、両社間で株式交換比率について慎重に交渉を複数回にわたり重ねた結果、本株式交換比率はそれぞれの株主にとって妥当であるものとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、2018年5月10日、両社の取締役会決議により、両社間で本株式交換契約を締結することを決定しました。

## b. 算定に関する事項

### ア 算定機関の名称及び両社との関係

日清紡ホールディングスの第三者算定機関であるSMBC日興証券及び当社の第三者算定機関であるみずほ証券は、いずれも日清紡ホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### イ 算定の概要

日清紡ホールディングス及び当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、日清紡ホールディングスはSMBC日興証券を、当社はみずほ証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式交換比率算定書を取得しました。

SMBC日興証券は、日清紡ホールディングス及び当社について、日清紡ホールディングス及び当社いずれの普通株式についても東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2018年5月9日を算定基準日とし、算定基準日以前の1か月間、3か月間及び6か月間の株価終値の平均値）を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用しました。

なお、SMBC日興証券による株式交換比率算定書は、日清紡ホールディングスの取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として作成されたものであり、両社間で合意・決定された株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

各評価手法による日清紡ホールディングス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法  | 株式交換比率の算定レンジ |
|-------|--------------|
| 市場株価法 | 0.545～ 0.598 |
| DCF法  | 0.456～ 0.773 |

SMBC日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提とし、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としています。また、SMBC日興証券の株式交換比率の算定は、2018年5月9日現在までの情報及び経済条件を前提としたものです。

なお、SMBC日興証券がDCF法による算定の前提とした日清紡ホールディングスの将来の財務見通しにおいては、営業利益について、2018年12月期は3,560百万円、2019年12月期は24,560百万円、2020年12月期は42,480百万円（2018年6月28日に開催予定の株主総会に付議する決算期変更議案が承認される前提）と、各年度における大幅な増益を見込んでいます。これは、主として、日本無線のマリンシステム事業での海運業界の回復、換装需要の取り込み及び中小型船舶の需要の拡大、並びに、ソリューション・特機事業での国内民需及び海外防災需要の拡大等による増益要因を加味したことによります。また、2018年3月に子会社化したリコー電子デバイスが連結範囲に加わることも要因の一つです。更には、ブレーキ事業においても、世界レベルで需要が見込まれる銅規制対応摩擦材の生産販売体制の強化や、子会社化したTMD Frictionの更なる収益体質の強化による増益を見込んでいます。

また、当社の将来の財務見通しにおいては、営業利益について、2018年12月期は2,100百万円、2019年12月期は3,900百万円、2020年12月期は4,800百万円（2018年6月25日に開催予定の株主総会に付議する決算期変更議案が承認される前提）と、各年度における大幅な増益を見込んでおります。これは主として、車載・産業機器向けの高収益製品の拡販等、売上規模の拡大及び固定費抑制に伴う収益性の改善によるものです。

他方、みずほ証券は、日清紡ホールディングス及び当社の普通株式の株式交換比率について、両社の普通株式が東京証券取引所に上場し、市場株価が存在していることから市場株価基準法による算定を行うとともに、両社の将来の事業活動の状況

を算定に反映する目的からDCF法を採用して株式交換比率の算定を行いました。

市場株価基準法では、2018年5月9日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の株価終値、算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間における終値単純平均株価を採用しています。

DCF法においては、みずほ証券は、日清紡ホールディングスについて、日清紡ホールディングスが作成した2018年12月期から2020年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しています。割引率は5.65～6.15%を採用し、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長法では永久成長率として-0.25～0.25%を採用しています。他方、当社については、みずほ証券は、当社が作成した2018年12月期から2020年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しています。割引率は6.45～6.95%を採用し、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長法では永久成長率として-0.25～0.25%を採用しています。なお、DCF法の算定の基礎とした両社の財務予想は、本株式交換の実施を想定したものではありません。

各評価手法による日清紡ホールディングス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法    | 株式交換比率の算定レンジ |
|---------|--------------|
| 市場株価基準法 | 0.545～0.598  |
| DCF法    | 0.401～0.656  |

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提とし、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価又は査定を行わず、第三者機関への鑑定又は査定への依頼も行っていません。また、両社の事業見通し及び財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に準備・作成されていることを前提としています。

なお、みずほ証券がDCF法による算定の前提とした日清紡ホールディングスの将来の財務見通しにおいては、営業利益について、2018年12月期は3,560百万円、2019年12月期は24,560百万円、2020年12月期は42,480百万円（2018年6月28日に開催予定

の株主総会に付議する決算期変更議案が承認される前提)と、各年度における大幅な増益を見込んでいます。これは、主として、日本無線のマリンシステム事業での海運業界の回復、換装需要の取り込み及び中小型船舶の需要の拡大、並びに、ソリューション・特機事業での国内民需及び海外防災需要の拡大等による増益要因を加味したことによります。また、2018年3月に子会社化したリコー電子デバイスが連結範囲に加わることも要因の一つです。更には、ブレーキ事業においても、世界レベルで需要が見込まれる銅規制対応摩擦材の生産販売体制の強化や、子会社化したTMD Frictionの更なる収益体質の強化による増益を見込んでいます。

また、当社の将来の財務見通しにおいては、営業利益については、2018年12月期は2,100百万円、2019年12月期は3,900百万円、2020年12月期は4,800百万円(2018年6月25日に開催予定の株主総会に付議する決算期変更議案が承認される前提)と、各年度における大幅な増益を見込んでいます。これは主として、車載・産業機器向けの高収益製品の拡販等、売上規模の拡大及び固定費抑制に伴う収益性の改善によるものです。

## (2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社は、本株式交換により当社株主に割り当てられる日清紡ホールディングス株式が、当社株式が上場廃止となった後も、東京証券取引所市場第一部、株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)市場第一部、証券会員制法人福岡証券取引所(以下「福岡証券取引所」といいます。)市場及び証券会員制法人札幌証券取引所(以下「札幌証券取引所」といいます。)市場に上場されており、流動性・換金性が維持され、取引機会が確保されていること、今後日清紡ホールディングス株式を保有することとなる当社の株主の皆様が、本株式交換による当社の完全子会社化に伴う統合効果によって得られる利益を享受することが可能であると考えられること等を考慮した結果、日清紡ホールディングス株式を本株式交換の対価とすることが適切であると判断いたしました。

## (3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

### ① 公正性を担保するための措置

日清紡ホールディングスは既に当社の発行済株式総数の63.61%(24,885千株)を保有する当社の親会社であることから、本株式交換は当社にとって支配株主との重要な取引等に該当するため、両社は、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しています。

#### a. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

日清紡ホールディングス及び当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、日清紡ホールディングスはSMBC日興証券を、当社

はみずほ証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率算定書を取得しました。当該算定書の概要は上記(1).②.b.イ「算定の概要」をご参照ください。

なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得していません。

#### b. 独立した法律事務所からの助言

日清紡ホールディングスは、本株式交換に関する法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任し、森・濱田松本法律事務所から、本株式交換に関する諸手続き並びに日清紡ホールディングスとしての意思決定方法及び過程等に関する法的助言を受けています。なお、森・濱田松本法律事務所は、日清紡ホールディングス及び当社との間で重要な利害関係を有していません。

一方、当社は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして、シティユーワ法律事務所を選任し、シティユーワ法律事務所から、本株式交換に関する諸手続き並びに当社としての意思決定方法及び過程等に関する法的助言を受けています。なお、シティユーワ法律事務所は、日清紡ホールディングス及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

#### ②利益相反を回避するための措置

日清紡ホールディングスは既に当社の発行済株式総数の63.61%（24,885千株）を保有する当社の親会社であることから、本株式交換は当社にとって支配株主との重要な取引等に該当するため、当社は、上記①「公正性を担保するための措置」に加え、以下のとおり利益相反を回避するための措置を実施しております。

#### a. 当社における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

当社の取締役会は、本株式交換を検討するにあたり、日清紡ホールディングスと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている田中健一郎氏及び外山和男氏に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき、当社の取締役会において本株式交換を行うことを決定することは当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか否かに関する検討を依頼しました。

田中健一郎氏及び外山和男氏は、みずほ証券が作成した株式交換比率算定書その他の本株式交換に関連する各種資料及び関係者からの説明聴取の内容を踏まえ、本株式交換に関して慎重に検討した結果、(a)日清紡ホールディングスが当社を完全子会社化することが、当社の財務基盤の強化、経営の安定化、両社の一体的な事業運営の強化、間接業務の削減等による経費節約、迅速な意思決定に資すること等から、本株式交換は、当社にとって経営上の合理性が認められ、また当社の企業価値の向

上に資すると判断することにつき特段不合理な点は認められないため、本株式交換の目的は正当であると認められること、(b)本株式交換において、当社は、独立した第三者算定機関であるみずほ証券から株式交換比率算定書を取得し、本株式交換に係る意思決定の方法・過程について法務アドバイザーであるシティューワ法律事務所の助言を受けた上、本株式交換に関し利害が相反し又は相反するおそれがある当社の取締役は、5月10日開催の当社の取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において本株式交換に関する協議及び交渉にも参加しない等、利益相反回避の措置もとられていること等から、本株式交換の手続きにおいて、その公正性を疑わせる特段の事情は存在しないこと、(c)みずほ証券による算定の方法及び過程において不合理な点は見受けられず、当社は、当該算定結果を踏まえて、日清紡ホールディングスとの間で複数回にわたり協議・交渉を行った上で株式交換比率を決定していること等から、本株式交換の条件は公正に決定され妥当なものと認められること、(d)当社と合意に至った株式交換比率（日清紡ホールディングス1：当社0.65）は、みずほ証券が算定した市場株価基準法による株式交換比率の算定レンジ（0.545から0.598）を超えており、また株式交換比率のDCF法による算定レンジ（0.401から0.656）の範囲のうち高い比率であること等から、本株式交換の条件は公正に決定された妥当なものと認められること、これらの事項を総合的に勘案すれば、本株式交換は当社の少数株主の皆様にとって不利益でないと判断される旨の意見書を2018年5月10日付で当社の取締役会に提出しています。

b. 当社における利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

5月10日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役8名のうち、小倉良氏、河田正也氏及び荒健次氏を除く5名の取締役により、本株式交換に関する議案が審議され、その全員一致により当該議案が承認可決され、かつ、かかる審議には、当社の監査役3名全員が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べています。

なお、当社の取締役のうち、日清紡ホールディングスの取締役常務執行役員を兼任している小倉良氏、日清紡ホールディングスの代表取締役社長を兼任している河田正也氏及び日清紡ホールディングスの取締役専務執行役員を兼任している荒健次氏は、利益相反を回避するため、5月10日開催の当社の取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議に参加せず、また、当社の立場において本株式交換の協議及び交渉に参加していません。

(4) 日清紡ホールディングスの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する日清紡ホールディングスの資本金、資本準備金及び利益準備金の額については、会社計算規則第39条第2項の規定に従い、日清紡ホールディングスが決定いたします。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) 日清紡ホールディングスの定款の定め

日清紡ホールディングスの定款は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.njr.co.jp>) において掲載しております。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

日清紡ホールディングス株式会社は、東京証券取引所市場第一部、名古屋証券取引所市場第一部、福岡証券取引所市場及び札幌証券取引所市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

日清紡ホールディングス株式会社は、全国の各証券会社等において媒介、取次ぎ等を行っております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分には制限があるときは、その内容  
該当事項はありません。

(3) 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2018年5月10日）の前営業日を基準として、1ヶ月間及び3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における日清紡ホールディングス株式の終値の平均は、それぞれ1,511円および1,508円です。

また、日清紡ホールディングス株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp>) 等でご覧いただけます。

(4) 日清紡ホールディングスの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

日清紡ホールディングスは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたしません。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性の相当性に関する事項  
該当事項はございません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) 日清紡ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

日清紡ホールディングスの最終事業年度（2018年3月期）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.njr.co.jp>）において掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①当社

当社は、日清紡ホールディングスとの間で、2018年5月10日に、日清紡ホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、「2. 本株式交換の内容の概要」に記載のとおりです。

②日清紡ホールディングス

日清紡ホールディングスは、当社との間で、2018年5月10日に、日清紡ホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、「2. 本株式交換の内容の概要」に記載のとおりです。

※<sup>[1]</sup> 超スマート社会とは、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」をいいます(2016年1月22日閣議決定「科学技術基本計画」)。

### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                   | ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                       | おぐら 良<br>小倉 良<br>(1948年10月1日生)   | 1985年2月 当社入社<br>1999年6月 取締役<br>2001年4月 汎用IC事業部長<br>2004年6月 常務取締役<br>2005年4月 半導体事業部門統括兼半導体技術本部長<br>2006年4月 半導体生産本部長<br>2009年6月 ㈱エヌ・ジェイ・アール福岡 代表取締役専務取締役<br>2011年6月 当社代表取締役社長(現職)<br>2016年6月 日清紡ホールディングス㈱取締役常務執行役員(現職)<br>2017年6月 日本無線㈱取締役(現職)<br>[重要な兼職の状況]<br>日清紡ホールディングス㈱取締役常務執行役員<br>日本無線㈱取締役 | 37,400株    |
| (取締役候補者の選任理由)<br>小倉 良氏は、2011年6月から当社の代表取締役社長を務め、事業構造改革を推進するなど、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者いたしました。なお、同氏は当社の親会社である日清紡ホールディングス㈱の取締役常務執行役員であります。 |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |
| 2                                                                                                                                                                       | あらい まなぶ<br>荒井 学<br>(1950年12月5日生) | 1981年7月 日本無線㈱入社<br>2002年4月 同社経営企画部長<br>2005年6月 同社取締役戦略・企画担当<br>2006年4月 同社取締役管理本部長、コーポレートセンター担当<br>2010年6月 当社取締役常務執行役員総務統括本部長兼輸出管理室長<br>2012年6月 取締役専務執行役員管理部門統括兼総務本部長<br>2014年4月 管理本部長兼総務本部長<br>2014年6月 代表取締役専務執行役員(現職)<br>2016年4月 総務本部長<br>2016年6月 管理部門統括総務本部長<br>2018年4月 管理部門統括(現職)            | 18,600株    |
| (取締役候補者の選任理由)<br>荒井 学氏は、経営企画・総務・経理部門の統括責任者を務めるなど、経営および財務経理に関する経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者いたしました。                                                    |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                     | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                             | のべかずしげ<br>野 邊 和 重<br>(1958年4月16日生)      | 1981年4月 当社入社<br>2004年7月 半導体製造本部 IC工場第二製造部長<br>2007年4月 (株)エヌ・ジェイ・アール福岡 製造部長<br>2011年4月 執行役員半導体生産本部副本部長<br>2012年4月 執行役員半導体生産本部長<br>2014年4月 常務執行役員<br>2015年4月 電子デバイス生産本部長<br>2015年6月 取締役執行役員<br>2016年4月 取締役常務執行役員(現職)<br>2016年6月 事業部門統括電子デバイス生産本部長<br>2017年4月 事業部門統括電子デバイス事業部長<br>2018年4月 電子デバイス事業部長(現職) | 13,500株    |
| (取締役候補者の選任理由)<br>野邊和重氏は、当社の電子デバイス生産部門の責任者を経て、事業部門の統括責任者を務めるなど、豊富な業務経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者といたしました。    |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |
| 4                                                                                                                             | もり た けん いち<br>森 田 謙 一<br>(1958年10月23日生) | 1990年3月 当社入社<br>2005年4月 総務本部経理部長<br>2008年7月 総務本部副本部長<br>2011年4月 執行役員管理本部経営企画部長<br>2012年6月 執行役員管理本部長<br>2014年4月 常務執行役員電子デバイス事業部副事業部長<br>2015年6月 取締役執行役員<br>2016年4月 管理本部長<br>2018年4月 取締役常務執行役員事業部門統括(現職)                                                                                                | 10,500株    |
| (取締役候補者の選任理由)<br>森田謙一氏は、経営企画・経理部門の責任者を経て、事業部門の統括責任者を務めるなど、経営・財務経理等に関する経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者といたしました。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ふりがな<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | かわたまたしや<br>河田正也<br>(1952年4月20日生) | <p>1975年4月 日清紡績(株)(現日清紡ホールディングス(株))入社<br/> 2006年6月 同社執行役員人事本部長<br/> 2007年4月 同社経理本部副本部長(兼務)<br/> 2007年6月 同社取締役執行役員<br/> 2008年4月 同社事業支援センター副センター長<br/> 2009年4月 日清紡プレーキ(株)代表取締役社長(兼務)<br/> 2010年6月 日清紡ホールディングス(株)取締役専務執行役員<br/> 2011年6月 同社経営戦略センター副センター長(兼務)<br/> 同社新規事業開発本部長<br/> 日清紡ケミカル(株)代表取締役社長(兼務)<br/> 2012年6月 日清紡ホールディングス(株)取締役専務執行役員<br/> 日清紡メカトロニクス(株)代表取締役社長(兼務)<br/> 2013年6月 日清紡ホールディングス(株)代表取締役社長(現職)<br/> 2016年6月 当社取締役(現職)<br/> 日本無線(株)取締役(現職)</p> <p>[重要な兼職の状況]<br/> 日清紡ホールディングス(株)代表取締役社長<br/> 日本無線(株)取締役</p> | 一株         |
| <p>(取締役候補者の選任理由)<br/> 河田正也氏は、日清紡ホールディングス(株)の代表取締役社長としての豊富な経験・実績を有し、国内外の事業経営に高い見識を有しており、業務執行から独立した客観的な立場から、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者といたしました。<br/> (候補者と当社との間の特別の利害関係)<br/> 河田正也氏は、当社の親会社である日清紡ホールディングス(株)の代表取締役社長であり、同社と当社との間には資金の借入等の取引があります。また、同氏は当社の親会社の子会社である日本無線(株)の取締役であり、同社と当社の間には製品の売買等の取引があります。<br/> (責任限定契約の内容の概要)<br/> 当社は、河田正也氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を会社法第425条第1項の最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。同氏の重任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。</p> |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |            |
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | あらかけんじ<br>荒健次<br>(1953年11月21日生)  | <p>1976年4月 日本無線(株)入社<br/> 2002年4月 同社システム機器事業部官庁営業部長<br/> 2006年1月 同社システム機器事業部副事業部長兼官庁営業部長<br/> 2006年4月 同社営業戦略本部ソリューション営業部長<br/> 2008年4月 同社執行役員営業戦略本部長<br/> 2009年4月 同社執行役員ソリューション事業本部長<br/> 2011年6月 同社取締役執行役員ソリューション事業本部長<br/> 2012年6月 JRCシステムサービス(株)取締役<br/> 2013年4月 日本無線(株)執行役員事業本部副本部長<br/> 2014年4月 同社執行役員事業本部長<br/> 2014年6月 同社取締役執行役員事業本部長<br/> 2016年6月 同社代表取締役社長(現職)<br/> 2017年6月 当社取締役(現職)<br/> 2017年6月 日清紡ホールディングス(株)取締役専務執行役員(現職)</p> <p>[重要な兼職の状況]<br/> 日本無線(株)代表取締役社長<br/> 日清紡ホールディングス(株)取締役専務執行役員</p>              | 一株         |
| <p>(取締役候補者の選任理由)<br/> 荒健次氏は、日本無線(株)の代表取締役社長としての豊富な経験・実績を有し、国内外の事業経営に高い見識を有しており、業務執行から独立した客観的な立場から、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者といたしました。<br/> (候補者と当社との間の特別の利害関係)<br/> 荒健次氏は、当社の親会社の子会社である日本無線(株)の代表取締役社長であり、同社と当社の間には製品の売買等の取引があります。<br/> (責任限定契約の内容の概要)<br/> 当社は、荒健次氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を会社法第425条第1項の最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。同氏の重任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。</p>                                                                         |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |            |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                    | 所有する当社<br>の株式数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7         | 〔新任候補者〕<br>たじ 梧<br>田路 悟<br>(1957年12月12日生)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1981年4月 ㈱リコー入社<br>2008年4月 同社電子デバイスカンパニー画像LSI開発センター所長<br>2011年10月 同社第二設計室室長<br>2014年4月 同社グループ理事<br>2014年10月 リコー電子デバイス㈱取締役<br>2015年4月 ㈱リコーグループ執行役員<br>2015年4月 リコー電子デバイス㈱代表取締役社長(現職) | 一株             |
| 7         | <p>(新任取締役候補者の選任理由)</p> <p>田路 悟氏は、リコー電子デバイス㈱の代表取締役社長としての豊富な経験・実績を有し、国内外の事業経営に高い見識を有しており、業務執行から独立した客観的な立場から、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者いたしました。</p> <p>(候補者と当社との間の特別の利害関係)</p> <p>田路 悟氏は、当社の親会社の子会社であるリコー電子デバイス㈱の代表取締役社長であり、当社と当社の間には製品の売買等の取引があります。</p> <p>(責任限定契約の内容の概要)</p> <p>当社は、田路 悟氏が選任された場合、同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を会社法第425条第1項の最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。</p>                                                                       |                                                                                                                                                                                   |                |
| 8         | 〔社外取締役候補者〕<br>たなか けんいちろう<br>田中 健一郎<br>(1946年4月30日生)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1972年4月 弁護士登録(東京弁護士会)、新宿法律事務所所属<br>1982年4月 小倉田中法律事務所(現 ひびき法律事務所)所属<br>(現職)<br>2011年6月 当社社外取締役(現職)                                                                                 | 一株             |
| 8         | <p>(社外取締役候補者の選任理由)</p> <p>田中健一郎氏は、弁護士としての専門的見地や幅広い見識を当社の経営の監督に活かしていただいているものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。</p> <p>(独立役員に関する事項)</p> <p>当社は、田中健一郎氏を㈱東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。同氏の重任が承認された場合、同氏を引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</p> <p>(責任限定契約の内容の概要)</p> <p>当社は、田中健一郎氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を会社法第425条第1項の最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。同氏の重任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。</p> <p>(社外取締役在任期間について)</p> <p>田中健一郎氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終了の時をもって7年となります。</p> |                                                                                                                                                                                   |                |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|           | 〔社外取締役候補者〕<br>とやまかずお<br>外山和男<br>(1948年11月6日生)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 1974年4月 住友金属工業(株)(現新日鐵住金(株))入社<br>1995年7月 同社総合技術研究所機械システム研究部長<br>2000年12月 同社住友金属小倉 取締役技術本部長<br>2002年4月 同社常務取締役<br>2005年4月 住友金属工業(株)常務執行役員総合技術研究所長<br>2008年4月 新日鐵住金ステンレス(株)専務執行役員<br>2008年6月 同社取締役専務執行役員<br>2009年4月 同社代表取締役副社長執行役員<br>2013年4月 同社顧問<br>2016年6月 当社社外取締役(現職) | 一株         |
| 9         | <p>(社外取締役候補者の選任理由)<br/>外山和男氏は、他社の取締役の経験を有し、取締役としての豊富な経験と知識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といいたしました。</p> <p>(独立役員に関する事項)<br/>当社は、外山和男氏を(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。同氏の重任が承認された場合、同氏を引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</p> <p>(責任限定契約の内容の概要)<br/>当社は、外山和男氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を会社法第425条第1項の最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。同氏の重任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。</p> <p>(社外取締役在任期間について)<br/>外山和男氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                              | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| さとう よしお<br>佐藤好生<br>(1954年1月20日生)                                                                                                                                                                  | 1977年11月 監査法人日本橋事務所入所<br>1981年4月 公認会計士登録<br>1981年4月 税理士登録<br>1981年5月 秋山和義公認会計士税理士事務所入所<br>1982年6月 監査法人不二会計事務所入所<br>2006年7月 同法人代表社員<br>2007年6月 きさらぎ監査法人 代表社員(現職) | 一株         |
| (補欠監査役候補者の選任理由)<br>佐藤好生氏は、公認会計士・税理士として財務および会計に関する高い見識と経験を有し、当社の監査に活かしていただけることが期待されるため、補欠の社外監査役候補者といたしました。<br>(責任限定契約の内容の概要)<br>当社は、佐藤好生氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。 |                                                                                                                                                                 |            |

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

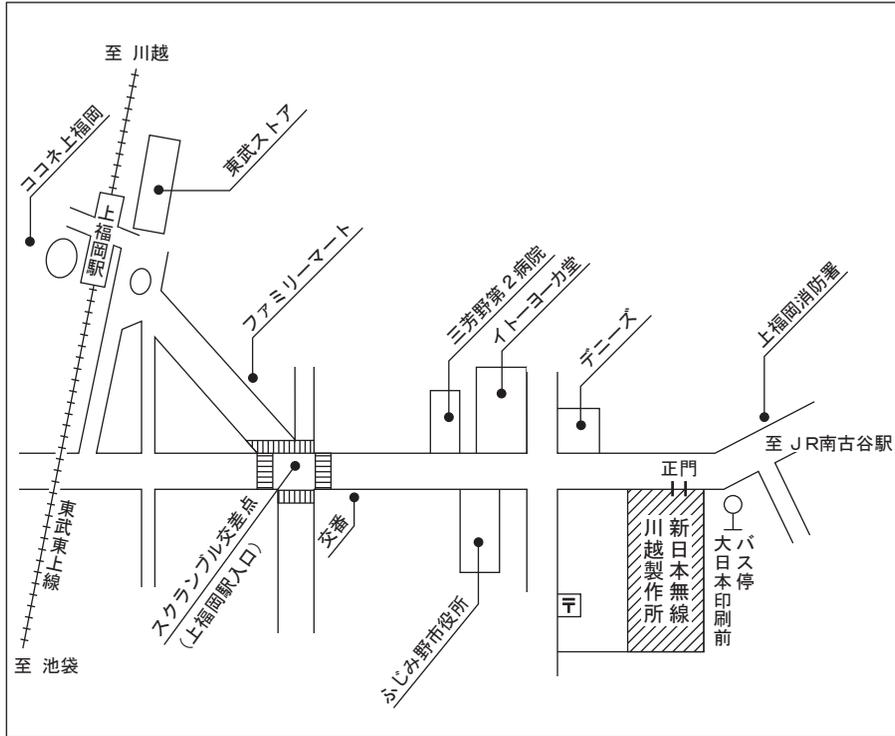
メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内

埼玉県ふじみ野市福岡二丁目1番1号 当社川越製作所会議室

(TEL 049-264-2111)



- 東武東上線「上福岡駅」下車 東口より 徒歩15分 (会場入口まで約1.3km)
- JR川越線「南古谷駅」下車 古01系統「上赤坂」行きバスにて10分「大日本印刷前」下車 徒歩1分 (会場入口まで約0.1km)

